海外赴任者の国別税務

EY 税理士法人・EY インド・EY ベトナム・EY 中国の専門家が各国の最新税務トピックを紹介する。

（2022 年 7 月 11 日開催、日外協「国際人事部会」から抜粋）

知らぬ間に各国でリスクが蓄積

1．コロナ禍一時帰国時の源泉徴収と海外の税務

①日本払給与の日本での取り扱い

コロナ禍で一時帰国し、海外の業務を日本で行うケースが増えている。日本本社から支払われる給与に対し日本の税務当局は、20.42% で源泉徴収する。このときの所得税を会社が負担すると、一時帰国者に払った「給与」として認識される。

②中国側での留意点と対応策

日本で発生する税金を会社が負担する場合、日本の一時帰国者が中国に戻り中国での年間滞在日数が 90 日を超える、日本の一時帰国者の日本での源泉所得税を中国現地側に請求する、などのいずれかに該当すると、中国側でも課税対象となる所得が発生するリスクが高くなる。

一時帰国によって、中国での年間滞在日数が 183 日未満となった場合は、居住者から非居住者への調整申告などを行うことで、追加税金コストの軽減・還付が可能になる。ただし、中国税務局と慎重な確認・協議を行う必要がある。

2．日本払い給与などを現地法人から回収する際の留意点

現地法人のための業務を行う出向者の日本払い給与などを本社が負担していると、日本の税務当局から国外関連者への寄附金として課税されるリスクが生じる。リスクを回避するために、日本本社は日本払い給与相当額を現地法人から回収しようとする。ところが、回収する際に赴任国側で課税されるケースがある。出向者の費用負担は税務調査時に必ずチェックされるポイントとして認識し、対応策を検討することを推奨する（グラフ）。

グラフ　海外出向者／出張者コストの税務調査での指摘・課税状況
――指摘を受けたことがあるのは 4 割

Q　海外出向者・出張者に関する日本側での費用負担について、過去の税務調査で指摘・指導を受けたことはありますか。

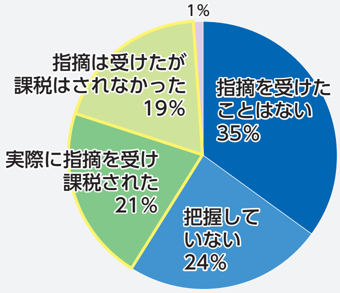

アンケート詳細

出所：EY モビリティサーベイ（第 1 回）
回答者数 295 人（有効回答数：266）2021/10/22－2021/11/26 実施

①インド

出向者の日本口座に振り込む給料を日本親会社が立て替えてインド子会社に請求している企業がある。こうした立て替え方式をとっている企業は、駐在員の出向が外国法人によるインド法人への人材派遣サービスとしてサービス税の課税対象になるという最高裁判決が下されているので、注意しなければならない。現行の出向契約をレビューするなどの対応が求められる。

②ベトナム

出向者コストをベトナムから日本に支払う際